

農地所有適格法人報告書

(R5.9.1 改正)

○報告書を農業委員会に提出する日付を記載入してください。
○法人の事業年度終了後、3ヶ月以内に提出してください。

令和5年9月30日

富津市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 富津市下飯野 2443 番地

名称及び代表者氏名 株式会社 ○○
代表取締役 富津太郎 印

電 話 番 号 0439-00-0000

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

報告事業年度を記載

記

自 令和4年7月1日

至 令和5年6月30日

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 ○○ 代表取締役 富津太郎		
主たる事務所の所在地	富津市下飯野2443番地		
経営面積 所有地+借入地を地目別に記入します。	所有農地の有無		有 ・ 無
	田	100,000㎡	うち富津市内 75,000㎡
	畑	50,000㎡	うち富津市内 10,000㎡
	採草放牧地	㎡	うち富津市内 ㎡
法人形態※1	株式会社（非公開会社）		

※1 「法人形態」欄には、【株式会社（非公開会社）】、【有限会社】、【合同会社】、【農事組合法人】等を記載してください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農 業		
	生産する農畜産物※2	関連事業等の内容※3	
実績	米・トマト・大根	農作業の受託	造園
翌事業年度の計画	米・トマト・大根	農作業の受託	造園

※3 以下の中から当てはまる事業を記載してください。
ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
ウ 農業生産に必要な資材の製造
エ 農作業の受託
オ 農業と併せて行う林業
カ 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

※2 「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	5,000,000円	2,000,000円
報告対象年度の1年前(実績)	6,000,000円	3,000,000円
報告対象年度(実績)	6,500,000円	3,000,000円
翌事業年度の計画	7,500,000円	3,000,000円

※4 「農業」欄には、2(1)の※2と※3の事業の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

3 農地法第2条第3項第2号関係

現事業年度の見込み日数

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、^{地方公共団体、}農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
富津 太郎	富津市〇〇	日本		45			200	220	
大佐和 次郎	富津市〇〇	日本		20			150	180	
大佐和 三郎	富津市〇〇	日本		10	賃借権	5,500	0	0	
千葉 県田	君津市〇〇〇	日本		5			150	180	
農業関係出資者全員の状況を記載します。									

議決権の数の合計

80

51%以上の要件が必要となります

農業関係者の議決権の割合

80%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：500日

農業従事者全員の従事日数の合計

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
株式会社□□	千葉市中央区〇〇〇	日本		5

議決権の数の合計

20

49%以下の要件が必要となります

農業関係者以外の者の議決権の割合

20%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承

認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

農業への従事日数には、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
富津 太郎	富津市〇〇	日本		代表取締役	200	220	150	150
大佐和 次郎	富津市〇〇	日本		取締役	150	160	50	50
千葉 県田	君津市〇〇	日本		取締役	150	180	100	120
関東 花子	木更津市◇◇	日本		取締役	100	100	0	0

理事等全員を記載します

150日以上の農業従事者が過半数以上いること

60日以上の農作業従事者が1人以上いること

※取締役又は理事の過半数は、株主である常時従事者が占める必要があります。

※取締役又は理事において、その総数の過半数の役員が、常時従事(150日以上)し、かつ取締役、理事等の1人以上が農作業に従事(60日以上)する必要があります。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
君津 次郎	富津市〇〇	日本		主任	200	200	150	150

(記載要領)

1 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物

エ 熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

4 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

5 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員になっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。